

平成24年 (2012年).....

釧路広域連合議会会議録

平成24年 2月21日開会
平成24年 2月21日閉会 2月定例会

..... 第1回2月定例会

釧 路 広 域 連 合 議 会

平成24年第1回2月定例会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成24年2月21日 至平成24年2月21日 1日間

2月21日（火）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員（16人）	1
欠席議員（1人）	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告（午後1時58分開会）	1
会議録署名議員の指名（館 忠良議員、土岐政人議員）	1
議員辞職について報告	1
諸般の報告	2
日程第1 会期決定の件	2
広域連合長の発言	2
日程第2 議案第1号ほか1件上程	2
提案説明	
松浦事務管理者	2
質疑・一般質問	
村上和繁君	3
蝦名広域連合長	5
議案第1号ほか1件討論省略	6
表決	
・議案第1号表決（可決）	6
・議案第2号表決（可決）	6
閉会宣告（午後2時32分）	6
署名	7
付録	
2月定例会議決結果表	8
質疑・一般質問発言項目一覧表	9
議席表	10
2月定例会議事経過	11

平成24年第1回2月定例会

釧路広域連合議会会議録 第1日

平成24年2月21日（火曜日）

議事日程

午後1時58分開議

日程第1 会期決定の件

日程第2 議案第1号ほか1件上程

会議に付した案件

- 開会宣言
- 会議録署名議員の指名
- 議員辞職について報告
- 諸般の報告
- 日程第1
- 広域連合長の発言
- 日程第2

出席議員（16人）

議長	17番	黒木	満君
副議長	8番	坂本	裕人君
	1番	東	隆行君
	2番	秋里	廣志君
	3番	館	忠良君
	4番	和田	淳君
	5番	立石	巧君
	6番	鎌田	民子君
	9番	秋田	慎一君
	10番	村上	和繁君
	11番	土岐	政人君
	12番	松永	征明君
	13番	三木	均君
	14番	松尾	和仁君
	15番	戸田	悟君
	16番	酒卷	勝美君

欠席議員（1人）

7番 上林 陸夫 君

本会議場に出席した者

広域連合長 蝦名 大也 君

副広域連合長 佐藤 廣高 君

副広域連合長	日野浦	正志君
事務管理者	松浦	尊司君
監査委員	榆金	達朗君
事務局長	小林	強君
事務局次長	永田	裕君
事務局主幹	松田	義明君

議会事務局職員

議会事務局長	山根	誠一君
議事課長	松田	富雄君
議事課長補佐	渡邊	和典君
議事課長補佐	長野谷	宣之君

午後1時58分

開会宣言

○議長黒木 満君 皆様ご苦勞さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、平成24年第1回釧路広域連合議会2月定例会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。直ちに会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長黒木 満君 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、

3番 館 忠良 議員
11番 土岐 政人 議員
を指名いたします。

議員辞職について報告

○議長黒木 満君 日程に先立ち、議長から議員の辞職について報告をいたします。

去る平成24年2月13日、上林陸夫議員から、一身上の都合により釧路広域連合議会議員を辞職したい旨の辞表の提出があり、これを受理のうえ、同日付で許可

いたしましたので、会議規則第74条第2項の規定により、報告をいたします。

事務局長に諸般の報告をさせます。

諸般の報告

- 議会事務局長山根誠一君** 報告をいたします。
ただいまの出席議員は、16人であります。
今議会に連合長から提出された議案は、議案第1号及び第2号であります。
次に監査委員から地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査報告書の提出がありました。
また、同号第235条の2、第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありました。
次に本日の議事日程は、日程第1、会期決定の件、日程第2、議案第1号及び第2号であります。
以上で報告を終わります。

日程第1 会期決定の件

- 議長黒木 満君** 日程第1、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
今会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○**議長黒木 満君** ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

- 議長黒木 満君** この際連合長から発言を求められておりますので、これを許します。
連合長。

広域連合長の発言

- 広域連合長蝦名大也君**（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。
関係町村長、議員の皆様におかれましては、時節柄御多用の折、本日ここにお集まりをいただき、平成24年第1回鉚路広域連合議会2月定例会を開催できましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。
広域連合清掃工場は、平成18年4月の供用開始から、早いもので来年度7年目を迎えるところでございます。この間、構成市町村の円滑な連絡調整が図られるなか、順調に稼働を続けており、排ガスなどの環境基準も十二分に達成され、安全で安定した運営体制が確立されてきたものと考えております。
さて、平成24年1月末現在における、これまでの処理状況につきまして、ご報告をさせていただきます。
ごみの搬入量につきましては、昨年同期と比較いたしまして、約830トン、率にして1.5%ほど、増加しております。ごみの焼却量につきましては、1,650トンほど減少しておりますが、2つの炉を計画的に運用す

ることにより、効率的に焼却処理を行っております。

次に、本施設の特徴でございますが、資源循環の取組み状況についてでございますが、廃熱を利用した廃棄物発電では、工場で使用する電力のほとんどを賄ったうえで、余剰電力の売電により5,700万円ほどの収入を上げております。

また、資源物である鉄やアルミの再利用についても、市場価格の下落により、売却単価が下がっておりますが、1,040万円あまりの収入となっております。

経過等につきましては以上でございますが、この後、議案といたしまして平成24年度一般会計予算及び条例改正について、ご審議をいただくことになっておりますので、何卒よろしくお祈りを申し上げます。

最後に当広域連合の業務執行に当たりましては、引き続き安全で安定した稼働を基本とし、構成市町村の負担金の抑制につながりますよう、尚一層の効率的で経済的な運営を心掛け、最善の努力をしまいる所存でございます。今後とも議員各位並びに、関係住民、各町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とかえさせていただきます。

日程第2 議案第1号ほか1件上程

- 議長黒木 満君** 日程第2、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。
松浦事務管理者。

提案説明

- 事務管理者松浦尊司君**（登壇） ただいま、議題に供されました各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第1号、平成24年度鉚路広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

清掃工場の本格稼働から7年次目に当たります、平成24年度の鉚路広域連合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度対比7.3%減の11億7千229万7千円となっております。まず歳出の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款、議会費につきましては、前年度対比1万円減の71万7千円を計上いたしました。また、第2款、総務費につきましては、前年度対比12.7%減の3千642万4千円を計上いたしました。次に第3款、衛生費であります。前年度対比9.9%減の7億9千602万6千円を計上いたしました。

その主な内容は、委託料における清掃工場運営維持管理業務委託費によるものです。第4款、公債費につきましては、一般廃棄物処理事業債などの起債償還に伴い、3億3千883万円を計上いたしました。第5款、予備費につきましては、前年度同額の30万円を計上いたしました。

次に歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款、負担金につきましては、広域連合構成市町村からの負担金で、前年度対比9.5%減の9億3千218万4千円を計上いたしました。第2款、使用料及び手数料についてであります。使用料につきましては、行政財産の目的外使用料として、6千円を計上、また手数料につきましては、家庭系可燃ごみの直接搬入及び、小動物搬入に係るごみ焼却手数料、1億7千575万5千円を計上しております。

使用料及び手数料を合わせまして、前年度対比3%増の1億7千576万1千円を計上いたしました。第3款、繰越金につきましては、前年度と同額の計上となっております。

第4款、諸収入につきましては、売電収入及び資源物売払収入などで、前年度対比0.2%増の6千435万1千円を計上しております。

以上をもちまして、平成24年度釧路広域連合一般会計予算の説明を終わります。

次に議案第2号、「釧路市に関する規定を釧路広域連合条例として準用する条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の条例改正は、地方公務員法に基づく職員の再任用に関し、所要の整備を図るものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

質疑・一般質問

○議長黒木 満君 これより質疑並びに一般質問を行います。

通告がありましたので、10番村上和繁議員の発言を許します。

10番村上和繁議員。

○10番村上和繁君（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、ダイオキシン類の測定について伺います。

現状でのダイオキシン測定にかかる問題として、次のような点が指摘をされていますが、広域連合としてどう認識しているのかを、まずお聞かせください。第1の点は、ダイオキシン類の測定について、現在は4時間の平均を基本とし、炉の燃焼状況が安定をした時点から最低1時間以上経過後に試料を採取して、測定をするというふうに定められています。

ダイオキシンの濃度が高くなるのは、炉の立ち上げ時と立ち下げ時とされていますが、広域連合の清掃工場の場合、炉の立ち上げ立ち下げ時は、補助バーナーを使用、炉内の温度が十分高温になるまでは、ごみを投入していないということですので、この時点でのダイオキシン類の発生は抑えられているとは考えており

ますけれども、それでも発表されているダイオキシン類の数値を超えるダイオキシン類が、いずれかの時点で発生、排出されていないかどうかは、確認はできません。

ここに多くの住民の不安があるわけですが、広域連合としてどう認識をしているのか、まずお聞かせください。

2点目、サンプリングスパイク等の問題についても伺います。排ガスから試料採取時にダイオキシンを捕捉をすべきろ紙やウレタンフォームを一部のダイオキシンが通り抜けてしまう、こういう問題があり、生成したダイオキシンを完全に捕捉することは、なかなか難しいと言われております。そこで、既知の試薬となるダイオキシン類を別途添加をし、これはサンプリング材を添加、スパイクをするので、サンプリングスパイクというふうには呼ばれるのだそうですが、このサンプリングスパイクによって添加をされた添加材が、どの程度捕捉をされたのかで、ダイオキシンがどの程度正確に捕捉をされているか、それを検証するシステムがございます。サンプリングスパイクは、このように試料採取時の損失、主に排ガス、大気作業環境、水質を見るためのものですが、他にもクリーンアップスパイク、これは分析操作中の抽出前処理の時点でのダイオキシン類の損失を確認をするのもので、シリジンスパイク、これら2つのスパイクの回収率を出すために、あるいは測定装置の変動を見るために検証される、こういうようなシステムがございます。

こうした試料の採取分析過程でのダイオキシン類の損失をチェックする措置は、実際の広域連合の清掃工場の場合、どのように行われているのか、お聞かせください。

次は連続モニタリングシステムについて広域連合としての認識をお聞きます。

広域連合の清掃工場では、年間2回の測定が行われているわけですが、できれば、連続してダイオキシン類の測定をしてもらいたい、そんなふうには思っているんですが、リアルタイムで、ダイオキシンを測定する技術は、まだ開発途上だといわれています。しかし、それを補うものとして、ダイオキシン類の連続モニタリングシステムが開発されています。これは焼却炉内の排ガスを一定期間、連続して採取をし、その間のダイオキシン類の総排出量、平均などを測定できるようにするもので、これを繰り返すことで、年間を通じての炉のダイオキシン類の排出状況を監視できるというものです。

23年2月議会の答弁で、国内では4施設、6台が導入されているとのこと。外国に目を転じますと、ベルギーなどでは、法律でこの連続モニタリングが義務づけられていて、環境の改善にも寄与しているというふうにお聞きをしています。是非日本でもこうした

連続モニタリングのシステムを、積極的に取り組むべきではないかと、私は考えています。そのために国に対して、連続モニタリングシステムについて、ふさわしい規制値を設けることや、連続モニタリングシステムの機器を導入する際の補助制度などを創設するよう、求めるべきではないかと考えますが、広域連合としての見解をお聞きます。

併せて、広域連合が独自に連続モニタリングシステムの導入を検討すべきと考えますが、併せての答弁をいただきたいと思います。

土壌の問題についてお伺いをします。煙突を通して、大気中などにダイオキシン類が放出された場合、土壌に蓄積をすることが考えられます。お聞きしたところでは、清掃工場の境界線のところなどで、敷地内、年1回の土壌の検査を行っているとお聞きをしています。しかし、高い煙突もあることなどから、事情は単純ではありません。風上よりは風下方向に、また煙突の真下よりは、ちょっと離れた地域に濃度が高くなる、こういうことが考えられるわけです。実際にこれは、産廃の焼却炉の例なんです、神奈川県厚木基地に隣接をして、産廃の焼却炉がありました。アメリカからダイオキシンの発生を懸念をする、こういう問題が日本政府に指摘をされて、日米双方で米軍基地内も含めたダイオキシンの測定が行われたことがありました。もちろん焼却炉から遠く離れば、総体的にはダイオキシン濃度は低くなるということはあるんですが、焼却炉からの距離というよりも、風上、風下、あるいは煙突の直下よりは、少し離れたところなど、多様な要因がダイオキシン量には左右をしていることが検証されています。そこで、清掃工場の敷地内だけではなく、周辺の地域も含めて、土壌のダイオキシン量の検査を一度行ってみるべきではないかと考えますが、ご答弁をいただきたい。

スラグについて伺います。スラグの安全性などについては、過去の議会でも私も含めて、さまざま議論をさせていただいておりますけれども、今回はスラグの活用状況についてお聞きをします。平成18年度からスラグの生産が始まるわけですが、これまで累計で11,300トンのスラグを生産、これに対して有効活用されたのは、3,247トンとお聞きをしています。利用率は28.7%、4分の1程度の活用にとどまっているということになるのでしょうか。

先ほど報告がありましたけれども、本年23年度の4月から1月までの10ヶ月間の期間で、スラグの生産量は1,680.01トンですが、これに対して販売量は578.84トンと率にして34.5%というふうになっています。使われていないスラグについては、現在は釧路市の最終処分場で保管をしているとお聞きをしています。こうした利用状況について、広域連合としてどう認識をしているのか、お聞かせください。

次の質問です。

野田首相は2月の10日、首相官邸で記者会見をしていますが、東日本大震災の瓦礫の広域処理に関わって、被災地における処理能力は限界があり、自己完結できない。安全な瓦礫を全国で分かち合って、処理する広域処理が不可欠。安全情報の丁寧な発信に努めながら、協力をしてくれる自治体を増やしていきたいと述べ、全国の自治体に広域処理の協力を呼び掛けている。広域連合のこの問題についての考え方は、前議会でも質問をさせていただきましたけれども、これまで受入れ条件として、放射性物質及びこれに汚染された廃棄物は除くとしていましたが、先に環境省が示した災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインでは、放射性物質に汚染された廃棄物を完全に排除していないことが明らかとなり、放射性物質に汚染された廃棄物が搬入される可能性が残る処理方法では、受入れ条件が整わないことから、当初の受入れ可能の回答を取り下げるといふものです。ホームページにもこのように記載がされています。

これからも先程申し上げたように、国、あるいは北海道から様々な形で協力依頼等が来るとは思いますが、基本的には前議会でも触れたように、この見解を維持していただきたいと考えています。

また、事前にお聞きをした範囲では、この考えを変えるつもりはなく、また、先日新聞にも報道されましたが、環境省と北海道が道内の市町村、広域連合等を対象とした、この問題の説明会を行っていますが、釧路広域連合はこの説明会には参加しなかったとお聞きをしていますので、一安心をしているところでございます。しかし、特定の廃棄物にどの程度の放射性物質が含まれるかは、これは震災の瓦礫に限ったことではありませんが、放射能の測定の手続きを経なければ確認の出来ないことでもあります。

北海道には、泊原発などもあり、万が一、泊原発で重大な事故が起きた場合にはどうするのかなど、必要な手立てをあらかじめ検討しておくべき必要もあるのではないかと、私自身は考えています。

この際、最低限でも必要となる放射能測定器については、是非配備しておくべきと考えますが、広域連合としてのお考えをお聞きます。

最後の質問です。広域連合のホームページの改善について一つ提案をさせていただきたいと思います。

地域の人たちが、広域連合のホームページを見て、一番知りたいと思うことは何でしょうか。もちろん、搬入にかかる事務手続きや手数料などについても詳細を述べて、アップしておくことは当然のことですが、炉が安全確実に運転されているのだろうか、排ガスに問題はないだろうか、こういうことも是非知りたいと思うのが、住民の気持ちではないでしょうか。

現在のホームページを見てみますと、ホームページ

から施設の紹介、運転状況、こういうふうに通っていきますと、排ガス分析結果というページを見ることができます。排ガスがどうかという数値がここに示されている訳ですが、示されている数値は22年度のもので、ほぼ1年前の数値が掲載をされています。

ご承知のように広域連合の清掃工場のゲートの入口には、排ガスの環境測定表示盤が設置をされ、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素については広域連合独自に常時の観測をしており、リアルタイムのその時点での数値が、掲示盤には表示をされています。

ダイオキシン類には、先ほど述べたとおり、年2回の国の認証を受けた検査機関での数値が、直近のものが掲示をされている、こういうふうになっています。

ばいじんなどの広域連合独自のリアルタイムの数値と、ホームページに掲載をされている検査機関の数値については、幾分かの違いがあることは説明を受けましたけれども、できるだけ直近の数字を分かりやすく知らせることも、ホームページとしては大事なのではないかと思います。

多額のホームページの改修の費用をかける必要はないとは思いますが、是非分かりやすく、なおかつ直近の数字を示すように、是非前向きに検討をいただきたいと思いますがどうでしょうか。この点をお聞きをして、私の一般質問といたします。

○議長黒木 満君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 釧路市、村上和繁議員の質問にお答えをいたします。

まず、ダイオキシンの測定についての認識についてのご質問でございますが、広域連合の清掃工場では、ごみ焼却処理に伴うダイオキシン類の発生防止のため、国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン」に基づき、施設の運転管理を行っております。

排ガスにつきましては、大気汚染防止法の規定値よりも、厳しい独自の自己規制値を定めて、公害防止の徹底と環境への負荷低減に努めているところであり、公的認証機関による排ガス分析の他、連続測定が可能ならばばいじん、窒素酸化物等については、工場独自の測定を行い、測定値を常時、開示をしているところでございます。

ダイオキシン類につきましては、国におきまして、「廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアル」を規定しており、当工場でもこのマニュアルに基づき年2回、公的認証機関により実施し、常に基準を下回る結果となっております。

併せて、ダイオキシン類の発生と密接に関係するとされている一酸化炭素濃度につきましては、これは24時間連続測定を行う中で、連合独自の環境保全基準値

を確保していることから、基準値を超えるダイオキシン類の発生、排出は無いと、このように判断をしているところでございます。

続きまして、サンプリングスパイク等の問題についてのご質問でございますが、ダイオキシン類のように微量でかつ複雑な分離操作が必要とされる物質に対しては、サンプリングから分析までの各操作における回収率を正しく評価する必要があるため、各操作の途中で添加されるのが標準物質であり、分析対象物質と同等の性質を持ち、しかも別々に測定できるものが、用いられているところでございます。議員ご例示のサンプリングスパイク、クリーンアップスパイク、シリジンスパイク等につきましては、各操作の過程で標準物質を適切に添加する作業を行い、高性能の分析計により、ダイオキシン類の測定を行っております。このように、最先端の確立された技術の中で、測定が行われていることから、国が定めた基準による測定結果は非常に精度の高いものと、このように認識をしているところでございます。

続きまして、ダイオキシン類の連続モニタリングシステムについてのご質問でございます。

ヨーロッパで開発された、連続採取装置、アメサということでございますが、これにつきましては、最大4週間程排ガスを連続採取して、その期間中に排出されたダイオキシン類の平均濃度を測定するもので、採取から分析結果が出るまでに時間がかかることから、日々の運転状況に即応できる装置ではないと、このように認識をしているところでございます。

国内におきましては、焼却炉からのダイオキシン類の排出濃度について、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、既設の焼却炉に適応されていた排ガス1立方メートルあたり、80ナノグラムの基準が、平成14年12月1日から強化されており、また当工場は0.1ナノグラムと、最も厳しい排出基準を適応する施設となっております。

この数値は世界的な基準と同レベルであり、ダイオキシン類による周辺環境への影響を十分考慮した基準であると認識をしており、広域連合としては今後も国が定めた基準により、測定を実施することとしているところでございます。

次に連続モニタリングシステムの導入についてのご質問でございますが、当工場では、ダイオキシン類の発生量と密接な関係があるとされている、一酸化炭素濃度や燃焼温度を24時間連続で測定し、これらの数値を常時監視することにより、連続的なモニタリングを行っているところでございます。

次に、周辺土壌のダイオキシン類の蓄積についてのご質問でございます。

ダイオキシン類につきましては、国が定めた基準により排ガス中の濃度を定期的に測定し、毎回、排出基

準を大きく下回る結果となっており、周辺環境への影響を監視するための、大気汚染などに関する環境モニタリングでいずれの項目においても、評価基準を十分確保し、問題のないことを確認をしているところでございます。尚、北海道が道内各地で行っております、一般環境調査でございますが、釧路市内は春採測定局で行われており、この大気中のダイオキシン類の測定結果では、他地域よりも低い数値となっているところでございますので、ご報告させていただきます。

次に、溶融スラグの利用状況に対する認識でございますが、広域連合で搬出される溶融スラグにつきましては、平成20年6月に、これを原材料として、北海道エコスラグコンクリート製品協同組合と道立工業試験場などが、共同研究により製品化したエコスラグ縁石、U字側溝などのコンクリート二次製品が、北海道認定リサイクル製品として認証を受けたところでございます。

併せて、日本工業規格に基づく工業製品としての品質基準を満たす骨材であることや、有害物質の含有量検査等を行い、環境安全性にも配慮しながら、有効利用の促進に努めてきたところでございます。

広域連合といたしましては、北海道認定リサイクル製品の認証を受けてからは、一定量の有効利用が継続していると、このように判断をしているところでございます。

続きまして、放射能測定機器の配備についてのご質問でございます。

福島原子力発電所の事故に伴う、放射性物質等の安全対策は、国や北海道において、各種モニタリングの実施と公開がされ、一定の安全が確認されていることから、議員ご例示のような事故に対しましても、国、北海道において同様の対応が図られているものと、このように認識をしております。

広域連合では、こういった事故による瓦礫は受入れない対応としているところから、放射能測定機器の配備は、現状では必要ないと考えている次第でございます。

最後でございますが、観測数値の公表についてのご質問でございます。

環境測定表示盤では、ばいじん、窒素酸化物等について1時間毎の測定数値を表示、公表をしているところでございます。ご質問にございました、ホームページ上での排ガス分析結果の公表についてでございますが、ご質問のように早急にこれは検討をしてみたいと、このように考えている次第でございます。

私からは以上であります。

○議長黒木 満君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

○議長黒木 満君 この際お諮りいたします。

各案に対する討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。

よって直ちに採決を行います。

議案第1号表決（可決）

○議長黒木 満君 はじめに、議案第1号、平成24年度釧路広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長黒木 満君 起立多数と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

議案第2号表決（可決）

○議長黒木 満君 次に、議案第2号、釧路市に関する規定を釧路広域連合条例として準用する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長黒木 満君 起立全員と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

閉会宣告

○議長黒木 満君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成24年第1回釧路広域連合議会2月定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 黒木 満

同 議員 館 忠 良

同 議員 土 岐 政 人

平成24年第1回釧路広域連合議会2月定例会議決結果表

会 期 自 平成24年2月21日

至 平成24年2月21日

（1日間）

釧路広域連合議会議長 黒 木 満

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成24年度釧路広域連合一般会計予算	連 合 長	24. 2 . 21	原案可決
議案第2号	釧路市に関する規定を釧路広域連合条例として準用する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧 広 連 監 報 告 第 1 号	釧路広域連合監査報告書	監査委員	24. 2 . 21	報告完了
釧 広 連 監 報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告書	〃	〃	〃

平成24年第1回釧路広域連合議会2月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	発言項目（要旨）
1	2 /21 (火)	10番 村上和繁 (釧路市)	1 ダイオキシン類の測定 (1) 連続モニタリングシステム (2) 周辺土壌へのダイオキシン類の蓄積 2 スラグの利用状況 3 放射能測定 4 ホームページの改善

平成24年第1回2月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	24. 2 . 21	火	本 会 議	開会 13：58～14：32 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会

釧路広域連合議会会議録
平成24年第1回2月定例会

平成24年5月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-0807 北海道釧路市高山30-1
電話(0154)92-2002

印刷 株式会社 藤プリント
電話(0154)22-9311